

関ヶ原町耐震改修促進計画

平成20年3月 制定

平成29年3月 改正

令和 3年3月 改正

目 次

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	-----	
1 想定される地震の規模	-----	1
2 人的被害の想定	-----	1
3 建物被害の想定	-----	2
第2 建築物の耐震化に係る目標	-----	
1 建築物の耐震化の現状	-----	3
（1）住宅の耐震化の現状		
（2）特定建築物の耐震化の現状	-----	
2 建築物の耐震化の目標	-----	7
3 公共施設の耐震化の現状・目標	-----	8
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	-----	
1 耐震化の課題	-----	9
2 役割分担の考え方	-----	9
（1）関ヶ原町民・事業者の役割		
（2）市町村・県の役割	-----	
3 実施する事業の方針	-----	10
（1）事業の考え方		
（2）実施する事業	-----	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	-----	10
（1）重点的に耐震化を図る地域		
（2）地震発生時に通行を確保すべき道路		
（3）重点的に耐震化を図る建築物		
（4）より重点的に耐震化を図る建築物		
第4 建築物の耐震化を促進する施策	-----	
1 安心して耐震化が行える環境整備	-----	12
（1）関ヶ原町建築物等耐震化促進事業		
（2）町内会等との連携	-----	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	-----	12
（1）相談体制の整備		
（2）情報提供の充実	-----	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	-----	14
（1）地震時の建築物の総合的な安全対策		
（2）地震に伴う宅地被害の軽減対策		
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	-----	
1 所管行政庁との連携	-----	15
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	-----	
1 計画の推進体制	-----	15

はじめに

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第5条の規定に基づき、関ヶ原町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下関ヶ原町耐震改修促進計画」という。）を平成20年度から27年度までの8年間を計画期間として定めました。

平成28年3月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示されたこと、引き続き耐震改修の促進を行う必要があることから、「関ヶ原町耐震改修促進計画」について、令和2年までの5年間の計画期間とする改定を行い、今回、新たに第3期計画を策定し国の基本的な方針を踏まえた耐震改修の促進を進めるものである。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

県が平成23年度から24年度にかけて実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下型地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」では表1-1のとおり、町内で特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフ地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老－桑名－四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震）を想定される地震としている。

その中でも、活断層が町内直下に位置する「養老－桑名－四日市断層帯地震」については、町内で最大震度7の揺れを想定しており、併せて大規模な液状化の発生が懸念される。

表1-1 想定される地震の規模

想定地震 \ 地震の規模	マグニチュード	最大震度	液状化危険度 (PL>15の町域面積比率)
南海トラフの巨大地震	9.0	震度6強	18%
阿寺断層系地震	7.9	震度5強	24%
跡津川断層地震	7.8	震度5強	0%
養老－桑名－四日市断層帯地震	7.7	震度7	0%
高山・大原断層帯地震	7.6	震度5強	0%

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が大 5<PL値≤15：液状化の可能性が中

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の平日午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）と、冬の平日午前5時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。）を想定しているが、ここでは最も人

的被害の大きい冬の平日午前5時を記載する。

表 1－2 想定される人的被害

(単位：人)

想 定 地 震	死 者 数	重 傷 者 数	軽 傷 者 数	要救出者数※	避 難 者 数
南海トラフの巨大地震	1	2	43	2	615
阿寺断層系地震	0	0	0	0	1
跡津川断層地震	0	0	8	0	26
養老－桑名－四日市断層帯地震	111	205	582	293	3596
高山・大原断層帯地震	0	0	1	0	2

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表 1－3 のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の平日午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）を記載する。

（１）建物被害

町内の建物は、養老－桑名－四日市断層帯地震の場合、約2, 000棟の建物が全壊すると予測される。さらに、何らかの被害を受ける建物は3, 600棟近くにのぼることが想定されている。

（２）地震火災

建物被害と同じく、養老－桑名－四日市断層帯地震の場合、22棟の焼失が想定されている。

表 1－3 想定される建物被害

(単位：棟)

建物被害 想定地震	木 造 建 物 （ 棟 数 ）		焼 失 棟 数
	全 壊	半 壊	
南海トラフの巨大地震	226	520	0
阿寺断層系地震	0	2	0
跡津川断層地震	0	40	0
養老－桑名－四日市断層帯地震	2052	1551	22
高山・大原断層帯地震	0	3	0

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に建築された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に建築された建築物を「**旧基準建築物**」という。

「**建築物の耐震化**」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「**耐震化されている建築物**」とは、新基準建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「**耐震性を満たしている建築物**」という。）及び耐震改修・建て替えにより耐震化した建築物（以下「**耐震化した建築物**」という。）という。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「**耐震化率**」という。

「**耐震改修**」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることであり、このうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えを「**耐震補強**」という。

「**建て替え**」とは、耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することという。

「**耐震性が不十分な建築物**」とは旧基準建築物のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であるもの及び耐震改修が行われていないもののどちらにも該当するものをいう。

（1）住宅の耐震化の現状

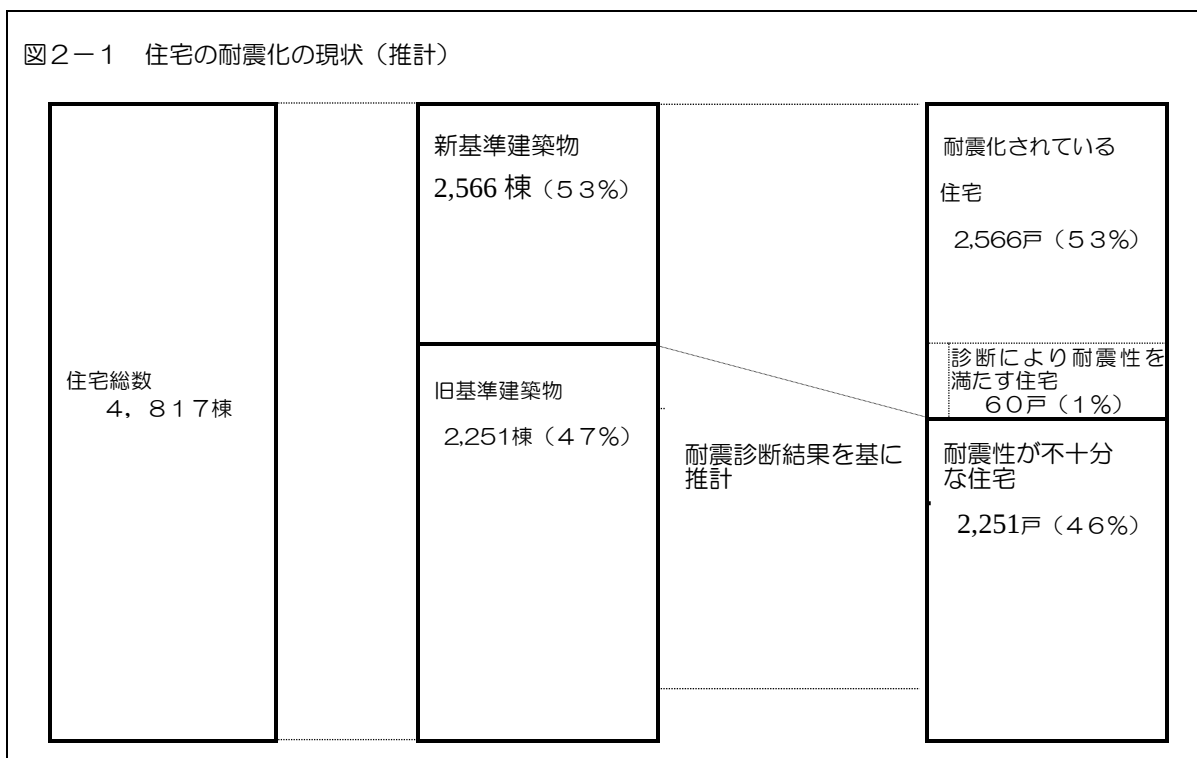
関ヶ原町内の建築年代別建築物割合は、表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別数建築物割合

建築年代別住宅数										(単位：棟)
建築の時期	総数	住宅の種類		建物の構造						
		専用住宅	店舗その他の併用住宅	木造・土蔵造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	れんが造・コンクリートブロック造・石造	
旧基準	昭和45年以前	701	684	17	656	0	8	6	28	3
	昭和46年～55年	607	594	13	422	0	9	57	112	7
	不詳	943	923	20	777	0	0	59	86	6
	小計	2251	2201	50	1855	0	17	122	226	16
新基準	昭和56年～平成2年	556	545	11	342	0	7	124	82	1
	平成3年～平成12年	579	568	11	372	0	2	82	122	1
	平成13年～平成22年	249	248	1	153	0	1	38	57	0
	平成23年～平成27年	79	77	2	60	0	0	3	16	0
	平成28年～平成29年	28	28	0	17	0	0	0	11	0
	不詳	1075	1058	17	680	0	0	231	178	1
	小計	2566	2524	42	1624	0	10	478	466	3
合計		4817	4725	92	3479	0	27	600	692	19

町内における住宅の耐震化率の現状については、平成30年都市計画基礎調査を基にした数値を使用して算出した。「新基準建築物の住宅」が2,566棟、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により60棟（旧基準建築物の約1%）であることから、関ヶ原町内の住宅のうち2,626棟（約54%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図2-1 住宅の耐震化の現状（推計）



（2）特定建築物の耐震化の現状

耐促法第6条に定める特定建築物（以下「特定建築物」という。）の用途、規模の要件は、表2-2のとおりである。

なお、特定建築物のうち耐促法第6条第1号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、同条第2号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、同条第3号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」という。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途		特定建築物の規模要件
1号	1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
			上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物

2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考える。

関ヶ原市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの関ヶ原町の取り組み

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの県の取り組み、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和7年度までに95%にすることを目標とする。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取り組み、国の基本方針を踏まえ、巨大地震による甚大な人的被害の発生を回避するために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和7年度までに95%にすることを目標とする。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年度までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの関ヶ原町の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にすることを目標とする。

また、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、定期的に見直しを行う。

3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用される。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保ばかりでなく、防災拠点としての迅速な対応につながり大変重要である。

また、東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

・町有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

関ヶ原町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、表２－３のとおりである。

表２－３ 市（町村）有特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）

耐震化の現状	全棟数	新基準建築物	旧基準建築物	耐震改修実施済みD	耐震性を満たす E	耐震化されている建築物	耐震化率
県有特定建築物の種類	A=B+C	B	C	D	E	F=B+D+E	G=F/A
防災上重要な建築物 （庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等）	12	6	6	0	0	6	50%
不特定多数の者が利用する建築物 （集会場、宿泊施設、博物館等）	2	0	2	0	0	0	0%
特定多数の者が利用する建築物 （賃貸住宅、事務所等）	0	0	0	0	0	0	0%
計	14	6	8	0	0	6	43%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が6棟、「旧基準建築物」が8棟であり、耐震改修を実施した建築物はないことから、総数14棟のうち43%が耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する関ヶ原町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

町有特定建築物については、町は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、耐震化完了を目指す。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- ・ 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・ 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- ・ 自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- ・ 誰に頼んでいいかわからない。
- ・ 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・ 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・ 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- ・ 家族構成や生活形態などを理由に耐震補強に踏み切れない

2 役割分担の考え方

これまで、関ヶ原町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、関ヶ原町民、事業者、市町村及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

関ヶ原町民、事業者、市町村及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

（１）関ヶ原町民・事業者の役割

- ・ 関ヶ原町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・ 関ヶ原町民及び事業者は、所有する特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

（２）市町村・県の役割

- ・ 市町村及び県は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
特に、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・ 市町村及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・ 所管行政庁※である市及び県は、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・ 市町村及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

※所管行政庁とは耐促法第2条に定める建築主事を置く市町村の長をいう。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、関ヶ原町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

新基準建築物についても、構造種別に応じた法改正、告示基準の制定がなされており、また耐震強度偽装問題に端を発した建築物の安全性の確保が求められている。国・県の動きに呼応し、関ヶ原町の安全安心に向けた対策を推進し、さらなる建築物の安全性の確保に取り組む。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや関ヶ原町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

(1) 重点的に耐震化を図る地域

南海トラフの巨大地震防災対策推進地域に指定されており、さらに養老―桑名―四日市断層帯地震による内陸直下型地震でも多くの被害が想定されていることから、町内全域の耐震化を重点的に図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模地震時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要であります。

岐阜県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っています。

このため、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路のうち町内に存する道路を、耐促法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として指定します。

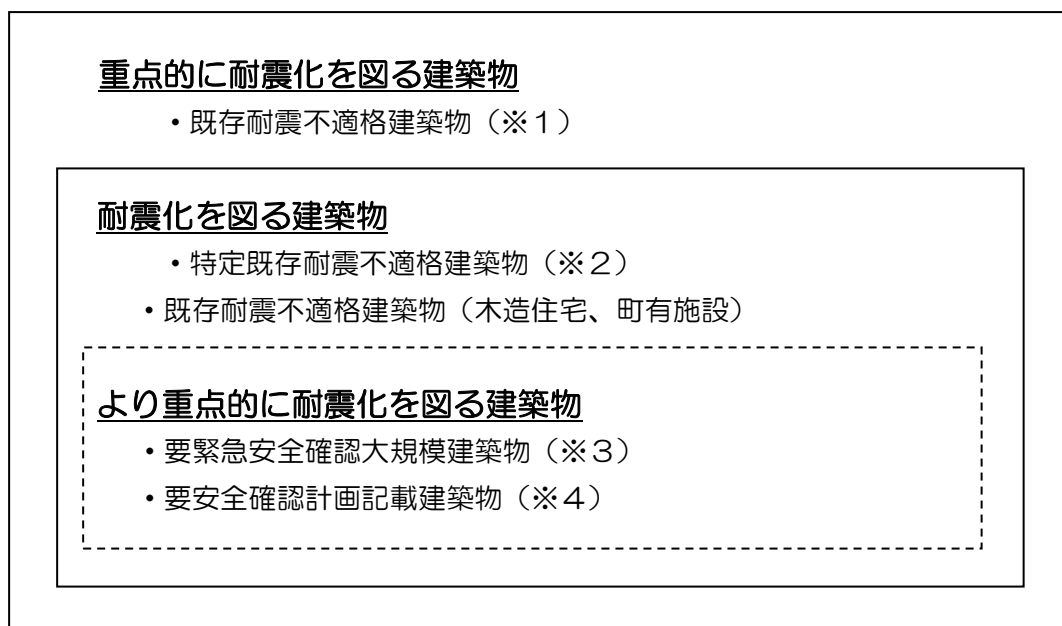
(3) 重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない関ヶ原町有建築物についても、関ヶ原町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

耐促法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物、耐促法第7条の要安全確認計画記載建築物については、地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、また耐促法に基づき耐震診断が義務づけされていることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。



※1 既存耐震不適格建築物 : 住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しないすべての建築物

※2 特定既存耐震不適格建築物 : 学校、病院、ホテル、旅館等多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの、及び倒壊した場合に接する道路を閉塞するおそれがある建築物など

※3 要緊急安全確認大規模建築物 : 学校、病院、ホテル、旅館等多数の者が利用する大規模な建築物で耐促法により耐震診断が義務付けられたもの

※4 要安全確認計画記載建築物 : 防災拠点及び倒壊した場合に接する道路を閉塞するおそれのある建築物で耐震診断が義務付けるものとして地方公共団体が指定したもの

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 関ヶ原町建築物等耐震化促進事業

ア 概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事に対して、県と協働で実施している。

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成17年度から行っている。平成26年度からは要緊急安全確認大規模建築物に対する補助を大幅に拡大している。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、町が行う耐震診断・耐震補強工事に対する補助事業に県と協議して支援を行う。

イ 実施状況

これまでの事業の実績は表4-1のとおりである。

表4-1 耐震化に係る補助の状況

補助事業 の種類	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
木造住宅 耐震診断 事業	1	5	1	0	1	2	15	11	11	12	3	3	1	1	1	0

(2) 町内会等との連携

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、関ヶ原町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の

問題という意識を持つことが重要であり、関ヶ原町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

（１）相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について住民説明会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

関ヶ原町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、関ヶ原町民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として関ヶ原町民の相談に응じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、関ヶ原町民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る住民説明会

耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県及び県から派遣される専門家とともに、木造住宅の耐震化に関する住民説明会を積極的に支援していく。

（２）情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

関ヶ原町は、関ヶ原町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について関ヶ原町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビCM、インターネット等を活用し、広く関ヶ原町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

関ヶ原町広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 耐震化に係る説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会。講演会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行います。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの自身対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

オ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生意が予測されている南海トラフの巨大地震等による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要があります。

このため関ヶ原町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、自身発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

カ 防災教育との連携

建築物の耐震化の重要性について幅広い世代へ周知を行うため、教育部局と連携を図り、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する指導・助言を実施します。

キ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、早期に地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成・公表する。

ク 耐震化済建築物の表示制度の導入

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の導入を図り、耐促法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付けることができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるように留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物については、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

（１）地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災字においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

（２）地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、岐阜県による大規模盛土造成地調査（一次スクリーニング）に関ヶ原町では平成27年度に行われました。この結果につ

いては県のHP等で公表するとともに、対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施検討を行う。

液状化現象が引き起こす宅地被害については国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査（注）」を活用し、きめ細やかな周知をします。

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を促進し、敷地の安全対策を推進する。

（注）液状化危険度調査とは

・県では南海トラフ巨大地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、地盤データに基づき液状化危険度（PL 値）を公表しています。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物安全安心推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。